

火災保険申請コンサルティング同意書

○1. サービス提供事業者

事業者名 : ライフスタイル株式会社

代表 市村 隆吉 (イチムラ リュウイチ)

事業所在地 : 〒305-0042

茨城県つくば市下広岡1061-53 さくらテナント202

TEL 029-846-3052 FAX 029-846-3053

営業時間 : 10:00 ~ 18:00 (土・日・祝除く)

○2. サービス内容

- ・現地調査、被害状況の確認作業
- ▲・保険会社への申請及び申請書類作成作業
- ・被害箇所の修繕工事

○3. サービス料金

※修繕工事を弊社で行われる方

保険会社より修繕費用として認められた金額の中で修繕を行う為、保険金額以上の請求が発生することは一切ございません。

又、別途申請費用を頂くこともございません。(修繕工事費の中に申請料も含まれるため)

※修繕工事を弊社で希望されない方

火災保険申請コンサルティング費用として保険会社より修繕費用として認められた入金額の30%(税別)を頂きます。

※保険会社より被害が認められなかった方

弊社は完全成功報酬制の為被害が認められず保険会社より支払いがされなかった場合は一切費用は頂きません。(保険会社とのやりとりが何度発生しても同じです)

○4. 支払い方法

※お支払いは保険会社からの入金確認後又は修繕工事後となります。

銀行振込によるお支払い 保険会社からの入金確認後又は修繕工事完了後当法人にて手数料を算出。請求書受領後1週間以内に当社指定口座にお振込ください。

(振込手数料はお客様のご負担となりますのでご了承ください)

現金によるお支払い 保険会社からの入金確認後又は修繕工事完了後当法人にて手数料を算出。請求書受領後1週間以内にお客様と日程調整後、担当者がご自宅にお伺いいたします。

○5. クーリングオフについて

特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについて

お申し込み頂きます（火災保険申請コンサルティング受付書）が（特定商取引に関する法律）の適応を受ける場合でクーリングオフを行おうとする場合には下記をしっかりとお読みください。

（特定商取引に関する法律）の適応を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

1、契約の解除（クーリングオフ）を行おうとする場合

①（特定商取引に関する法律）の適応を受ける場合で、クーリングオフを行おうとする場合にはこの書面を受領した日から起算して8日以内であればお客様は文書をもって（火災保険申請コンサルティング受付書）の契約の解除ができ、その効力は解除する旨の文書を発した時に生ずるものとします。ただし次のような場合にはクーリングオフの権利行使は出来ません。

ア) お客様（注文者）自らのご請求によりご自宅でのお申込み、ご契約を行った場合。

イ) 3000円未満の現金取引

②上記クーリングオフの行使を妨げる為に積負者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者からクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日が経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

2、上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合

① 請負者は契約解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

契約解除の申し出の際に既に受領した金員がある場合は速やかにその金額を無利息にて返還いたします。

※個人情報の取り扱いについて

当社サービスの案内をするために使用する場合がございます。

当社はあらかじめ本人の事前の同意を得ないで本人の個人情報を第三者に提供いたしません。

私は上記内容、クーリングオフについての説明を理解しサービス内容記載の

現地調査、被害状況の確認作業

保険会社への申請及び申請書類作成作業

被害箇所の修繕工事

上記3つを申込みます。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印